議 員 提 案 第 ７ 号

東電福島第一原発からのＡＬＰＳ処理水の
海洋放出の中止を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和５年９月 28 日提出

新潟市議会議員	飯 塚 孝 子
同	渋 谷 明 治
同	倉 茂 政 樹
同	野 村 紀 子
同	武 田 勝 利
同	鈴 木 映
同	青 木 学
同	竹 内 功
同	石 附 幸 子
同	中 山 均

東電福島第一原発からのＡＬＰＳ処理水の海洋放出の中止を求める意見書

岸田政権と東京電力は2023年８月24日、福島第一原発敷地内のタンクに保管しているＡＬＰＳ処理水の海洋放出を開始しました。この処理水について、政府と東電は2015年に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束していました。県漁連、全漁連は放出に対して繰り返し反対の意思表明をしており、特に県漁連は総会でＡＬＰＳ処理水の海洋放出に反対する特別決議を４年連続で採択しています。とても関係者の理解を得たとは言えない状況での海洋放出は、政府自ら約束をほごにするものであり、民主主義の根幹を揺るがすものと言わざるを得ません。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触した水はＡＬＰＳで処理しても、トリチウム以外の様々な放射性物質が含まれています。東電は「基準値以下にする」としていますが、どのような放射性物質がどの程度残留するか示されていません。日本政府が根拠としたＩＡＥＡ（国際原子力機関）の報告書は30年に及ぶ放出による環境影響評価はしていません。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出強行は、これまで地元漁業者が積み重ねてきた努力を台なしにするだけでなく、加工、輸送、卸業や観光への様々な影響が出ることは避けられず、福島の復興に重大な障害となることは明らかです。

政府は地下水の流入を減らすための有効な手だてを取るべきであり、放射性物質の海洋放出を回避するための真剣な検討と対策を行うべきです。

東電福島第一原発からのＡＬＰＳ処理水の海洋放出は直ちに中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和５年９月28日

新潟市議会議長
皆　川　英　二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
宛て